

纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託

公募型プロポーザル評価要領

桜井市教育委員会

文化財課

1 評価要領の位置付け

本評価要領は、纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、評価点の算出方法および受注者の選定方法を示すものである。

2 評価方法および受託者の選定

- (1)実績評価、企画提案書評価および価格評価を行い、受託者を選定する。
- (2)実績評価は、様式3～12及び業務実績証明をもとに参加者の審査を行う。
- (3)企画提案書評価は、「纏向遺跡史跡整備基本設計業務受託者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)が企画提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行う。
- (4)価格評価は見積書をもとに審査を行う。
- (5)実績評価、企画提案書評価および価格評価の配点および評価点合計は下記のとおりとする。

評価項目	評価配点	備考	区分
実績評価	60点		1次審査
企画提案書評価	90点	委員の評価点平均	2次審査
価格評価	20点		2次審査
評価点合計	170点		

- (6) 1次審査では、選考委員会が、実績評価の点数をもとに、参加事業者を5者程度になるように選定する。
- (7)選考委員会は評価点合計が最も高いものを受託候補者に、次に高いものを次点の受託候補者に選定する。

3 評価基準

3-1 実績評価

(1)評価項目および判断基準

実績評価審査における評価項目および判断基準、配点は以下のとおりとする。

配点の内訳は、「別表1 評価基準表」による。

各主任技術者の業務実績に記載する項目については、別紙「纏向遺跡史跡整備基本設計業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領」3(9)ア、イ、ウの要件に該当するものに限る。要件に該当しないものを記載しても評価の対象としない。

評価項目		評価内容	配点
実績評価	① 事務所の能力	業務実績において評価する。	15
	② 技術者の能力	各主任技術者における実績の件数及びその内容において評価する。	45
計			60

3-2 企画提案書評価

(1) 事前審査

応募者より提出された企画提案書は、事務局において応募者番号を付した後、付属資料を添えて選考委員会の各委員へ事前に配布する。この際、応募者の名前を伏した上で、実績評価の資料を添付する。

(2) 企画提案書評価方法

① 企画提案書は応募者の名前を伏した上で、その内容についてのプレゼンテーションおよびヒアリングの結果により、本評価要領に基づいて選考委員会が評価する。

② 評価項目およびその内容、配点は、以下のとおりとする。配点の内訳は、「別表1 評価基準表」による。なお、配点は委員1人あたりの持ち点を示している。企画提案書評価については、それぞれ各委員の評価点を評価項目ごとに平均して算出する。なお、平均の算出にあたっては小数点第3位以下を切り捨てた点数とする。

【業務理解度】 企画提案書

評価項目	評価内容	配点
業務理解度	提案課題の捉え方	20

【業務提案(1~6)】 企画提案書

評価項目	評価内容	配点
業務提案	【1】 施設	15
	【2】 史跡整備	10
	【3】 展示	15
	【4】 コスト面と設計工程	10
	【5】 全体を通した評価	10
	【6】 プレゼンテーション・ヒアリング	10
	計	90

○採点はプレゼンテーションおよびヒアリング終了後、各委員が以下の評価水準に基づき行う。

評価項目	評価水準	評価点
業務理解度 (評価基準毎に評価)	業務理解度が極めて優れている	5
	業務理解度が優れている	4
	業務理解度が適切である	3
	業務理解度がやや劣っている	2
	業務理解度が劣っている	1

評価項目	評価水準	評価点
業務提案 (1~6) の提案に対する評価 (評価基準毎に評価)	提案の的確性・実現性が要求しているレベルを大きく超えていて、極めて優れた水準である	5
	提案の的確性・実現性が要求しているレベル以上で、業務が円滑に遂行できる水準である	4
	提案の的確性・実現性が要求しているレベルをほぼ満たしていて、特に支障のない水準である	3
	提案の的確性・実現性が劣る部分があり、業務の遂行にやや不安がある水準である	2
	提案の的確性・実現性が劣る部分や問題点があり、業務の遂行に大きな不安がある水準である	1

3-3 価格評価

価格評価	見積額	予定価格に対する見積額の割合により評価する。 ただし、予定価格を上限とする。	20
------	-----	---	----